

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。

平成二十一年九月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 基本測量（地理識別子整備業務）

二 測量の地域 奈良市、大和高田市、大和郡山市、橿原市、五條市、生駒市、香芝市、
生駒郡三郷町並びに北葛城郡上牧町、広陵町及び河合町の区域

三 測量の期間 平成二十一年九月二十八日から平成二十二年三月二十六日まで